

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

岡子ども育成課☎内線2744

子ども・子育て支援法の改正に伴い、10月1日から幼児教育・保育を無償化します。3～5歳児クラスと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもが対象です。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから行われるものです。

◆主な対象者ごとの保育の必要性和無償化の上限額

施設の種類		保育の必要性 (※1)	対象者 (※2)	無償化の上限額 (月額)(※3)
認可保育所、 幼稚園など	認可保育園 認定こども園 地域型保育施設	必要(※4)	3～5歳児、住民税 非課税世帯の0～ 2歳児	全額
	企業主導型保育事業	必要	3～5歳児、住民税 非課税世帯の0～ 2歳児	標準的な利用料
	幼稚園	不要	満3～5歳児	25,700円
	幼稚園の預かり保育	必要	3～5歳児	11,300円
認可外 保育施設など	認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業 病児保育事業 居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)	必要	住民税非課税世帯 の0～2歳児	42,000円
			3～5歳児	37,000円

- ※1 就労などの理由により、保護者が当該児童を保育することが困難であること。
- ※2 幼稚園は3歳になった日から、そのほか(幼稚園の預かり保育含む)は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月1日)から。
- ※3 給食費や行事費など実費で徴収する費用は対象外。
- ※4 認定こども園のうち、教育時間(4時間程度)のみの利用者は不要。

◆幼稚園や認可外保育施設などを
利用中の方は手続きが必要です

新制度末移行の幼稚園や認可外保育施設などを利用中の方が無償化の対象となるためには、申請が必要です。

また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用する場合、就労や傷病など、保護者が保育できない状況を確認する「保育の必要性の認定」が併せて必要となります。手続きが必要な保護者の方には、各施設から必要書類を配布します。市外の施設を利用中で、9月上旬までに必要書類が届かない場合は、同課へお問い合わせください。

なお、認可保育園、地域型保育施設などを利用中の方は、手続き不要です。

就学前の障がい児への発達支援

☎障がい者支援課☎内線2653

10月から児童発達支援などの利用者負担が無償化されます。サービスを利用中の対象者には、9月中旬までに案内を送付しますが、無償化に当たり新たな手続きは必要ありません。なお、医療費や食費など、現在実費で負担している部分は、引き続き実費での支払いとなります。

東京都シルバーパスの
更新手続きのお知らせ

☎(一社)東京バス協会(シルバーパス専用電話)☎03-5308-6950(平日午前9時～午後5時)

9月30日(月)まで有効のシルバーパスをお持ちの方には、8月下旬に同協会から更新手続きのお知らせと更新申込書が郵送されます。更新を希望する方は、9月中に手続きをお願いします。

新しいシルバーパスの有効期間は、発行日から令和2年9月30日までです。

人¥ ①平成31年度住民税が非課税の方、31年度住民税が課税されているが30年中の合計所得金額が125万円以下の方＝1,000円、② ①以外の方＝20,510円

申 更新申込書・使用中のシルバーパス・本人確認書類(保険証、運転免許証など)、①は合計所得金額が分かる書類(31年度介護保険料納入<決定>通知書、31年度住民税課税<非課税>証明書、生活保護受給証明書のいずれか一つ。ただし、更新申込書に必要書類の記載がない方は不要)を更新申込書に記載された会場へ

高齢者実態調査へのご協力をお願いします

☎高齢者支援課☎内線2684

市では、第八期介護保険事業計画(令和3年～5年)の策定に向けて、高齢者の生活実態やご意見・ご要望に関する調査を実施します。

◇介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(9月上旬発送予定)

65歳以上の市民約4,000人を無作為抽出し、郵送によるアンケート調査を行います。

◇要支援・要介護認定者と介護者の生活と福祉に関する実態調査(9月中旬から訪問)

介護の必要な状態の方(約1,400人)へ、調査員による訪問面接調査を行います。対象者には事前に案内状を送付します。調査は(一社)中央調査社に委託しています。調査員がご自宅を訪問する際は、身分証を携帯していますのでご確認ください。

救急医療情報キットを
備えましょう

☎高齢者支援課☎内線2627



緊急時に救急隊が駆け付けた際に、意識混濁や気が動転して病状を伝えられない事態に備えて、市では三鷹消防署などと連携し、救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」(写真)またはマグネットシートを配布しています。

かかりつけ医療機関や持病など、必要な情報を記入したシートをキットに入れて、隊員が見つけやすいよう冷蔵庫で保管しましょう。

また、すでにお持ちの方も、年に1回程度はシートの記入内容の見直しをお願いします。新しいシートは同課で配布しているほか、市ホームページからも入手できます。

人 市内在住で、次のいずれかに該当する方

①65歳以上で1人暮らしの方

②65歳以上の方のみの世帯

③65歳以上で日中または夜間に独居になる方

④65歳未満で身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみの世帯

申 ①～③高齢者支援課(市役所1階12番窓口)へ、④対象であることを確認できる手帳と印鑑を障がい者支援課(市役所1階14番窓口)へ

※代理申請には、申請書(市ホームページから入手可)に本人の署名または押印が必要です。

消費者相談窓口から 326 不用品回収のトラブルにご注意！

☎消費者相談窓口☎47-9042

相談事例

投げ込みチラシで「見積もり無料、追加料金なし」という不用品回収の広告を見て、家具や家電の回収を依頼した。見積もりでは「定額パック料金1万9千円」と言われたが、回収当日、荷物をトラックに積んだ後に8万円を請求されたので抗議すると、「パック料金はトラックのみの料金だ。当日の回収品をチェックして最終的な料金が決まるのは常識だ」と脅すような言い方をされて、支払ってしまった。(30代・女性)

アドバイス

投げ込みチラシやインターネットの広告を見て不用品回収を依頼する場合、記載されている金額で契約できるとは限らないので注意が必要です。回収当日に思わぬ請求をされることがあるので、必ず事前に見積もりをもらい、追加料金は一切かからないのか、かかる場合は何にいくらかかるのかなどの説明を求めましょう。また、見積もりは複数の事業者から取り、口頭だけではなく、メールや書面でも出してもらいましょう。

なお、家庭から出る不用品(一般廃棄物)の収集・運搬は、市の許可を受けた事業者しか行えません。市の許可を受けていない回収業者への依頼は避けましょう。

少しでも不安を感じたら消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。